

各位

2026年5月8日  
大栄環境株式会社  
代表取締役会長兼社長 金子 文雄

## 「再資源化事業等高度化法」に基づく国内初の認定取得についてのお知らせ

当社子会社のDINS関西株式会社は、2025年11月に全面施行された「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化法に関する法律」（以下、「再資源化事業等高度化法」という。）に基づく認定（類型1高度再資源化事業）\*を2026年4月30日に国内で初めて取得いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1、概要

近年、小型充電式家電製品の普及に伴い、使用済み製品等の廃棄物が増加しており、これらの製品に内蔵されるリチウムイオン電池は、衝撃や破損による発火リスクがあるため、安全かつ効率的な処理による希少金属の回収が急務となっております。現在、小型充電式家電製品の処理は、人手による製品解体もしくは焼却処理で行われており、人手による製品解体は多大な手間がかかる一方、焼却処理では希少金属が回収されていない状況です。

当社子会社のDINS関西株式会社では、課題解決に向けて、安全かつ効率的にリチウムイオン電池を取り出すための試験プラントを整備し、解体条件、選別方法、安全対策等の検討を進めてまいりました。その結果、これらの取組みが評価され「再資源化事業等高度化法」に基づく認定を取得いたしました。

今後は、主に物流業者等から廃充電式小型電子機器類を受け入れ、安全かつ効率的な破碎および選別を行い、リチウムイオン電池や金属資源、プラスチック資源等を回収し、再資源化事業者へ売却します。なお、再資源化が困難な部品は法令に従い適正処理を進めます。これらの取組みを通じて、リチウムイオン電池等の希少資源を動脈産業へ供給するとともに温室効果ガス排出量の削減に貢献してまいります。

当社グループは、今後も資源循環システムの構築に資する取組みを推進し、持続可能な循環型社会の形成に貢献するとともに、新しい価値を創出する環境創造企業としてさらなる事業成長を図ってまいります。

※本認定制度は、再資源化事業等の高度化の促進をすることを目的として、再資源化事業の高度化等に資する取組を行う事業者を国が認定する仕組みです。認定を受けた事業者は、

各種特例の対象となり、技術革新や設備投資を通じて、より効率的な資源循環の実現が期待されます。なお、認定制度は事業の特性に応じ、類型1 高度再資源化事業、類型2 高度分離・回収事業、類型3 再資源化工程の行動化の3つに区分されています。

本認定取得に関する詳細は、環境省のウェブサイトでご確認いただけます。

[環境省 再資源化事業等高度化法 認定事業者一覧](#)

■本リリースに関するお問い合わせ先

大栄環境株式会社 総合政策本部 IR・サステナビリティ推進部

TEL : 078-857-5276 (受付時間 : 9 時～17 時)

[メールでのお問い合わせはこちら](#)